

受付番号:201210140000029804

受信日付:2012/10/14 01:05:06

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

要するにソフトバンクを第二種指定電気通信設備として指定するか否か、という問題と理解したが、これまで指定されていない事の方がよほど問題である。通信サービスは極めて公益性が高い事業であり、かつソフトバンクは事業者として相当な規模であると思われる。我々国民に対し接続に関する情報を公開し、公共サービスとしての一定の責を負う事は当然の措置であると思う。